

風力発電環境影響評価規程(V1.1)

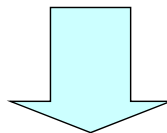
2011年5月

一般社団法人 日本風力発電協会

第1章 基本的考え方

風力発電は化石燃料に頼らないクリーンなエネルギーであり、地球温暖化という大きな環境問題を解決していくために、今後ますます導入を促進していかなければならないものである。

環境影響評価の立場からクリーンエネルギーであるから
手放しに「環境にやさしい」と考えるのではなく周辺への配慮が必要。



周辺の居住者の生活環境に対しては何らかの影響を及ぼするという意味において、一種の迷惑施設にもなりうることを事業者としても認識し、住民の理解が得られるよう丁寧に対応していく必要がある。

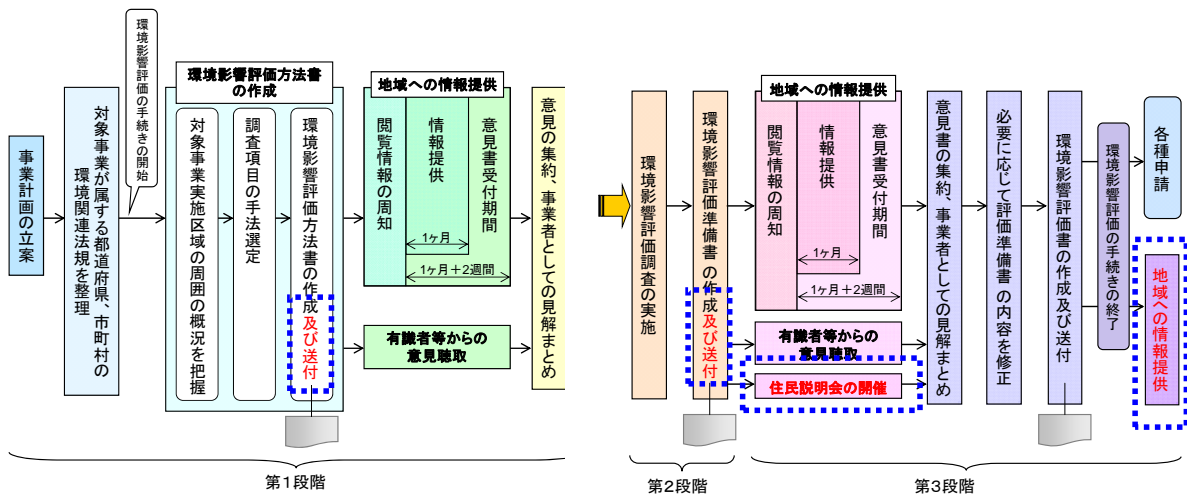
第1章 適応される風力発電所の規模

一般社団法人日本風力発電協会 環境影響評価規程

本規程では対象となる風力発電施設の規模要件を
1,000 kW以上の風車からとした。

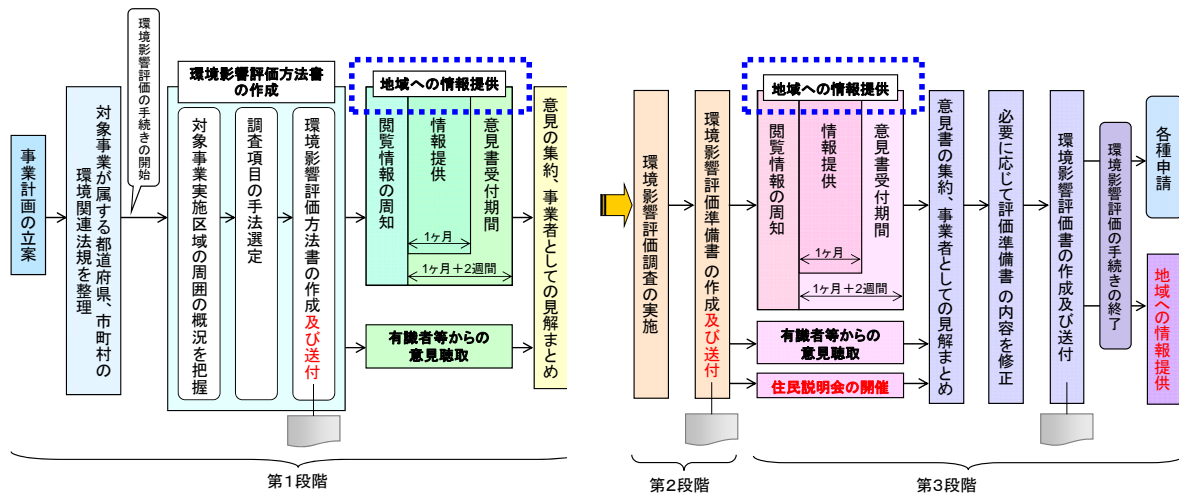
大規模風力＝法アセス対象(1万～3万 kW?)
中規模風力＝条例アセス対象
小規模風力＝本規程の対象

第2章 手続きの流れと住民説明



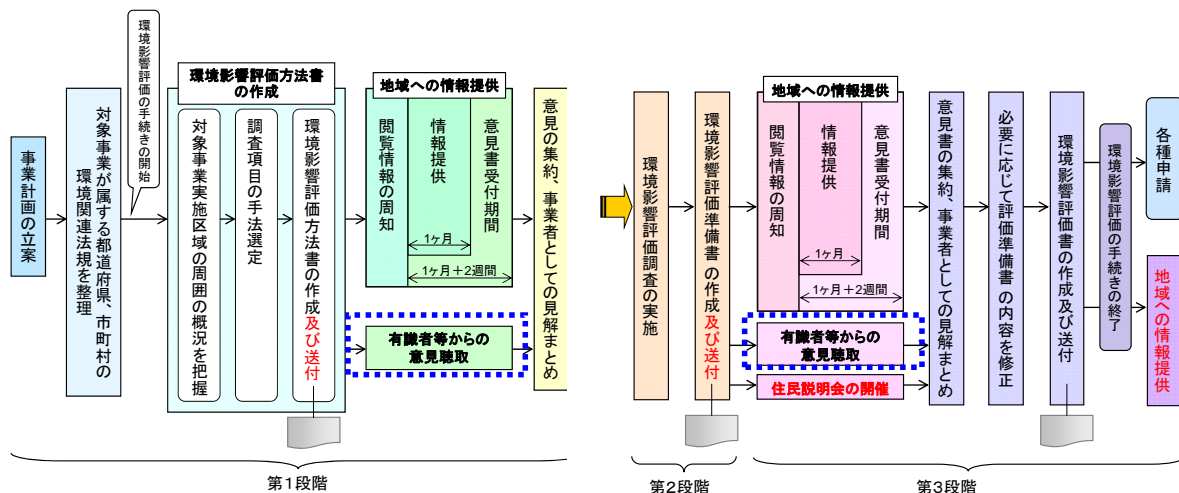
- 環境影響評価書類を市町村宛に送付する(説明)。
- 準備書への意見書締め切りまでに住民説明会を行っておく事。
環境影響評価書内容について地域へ情報提供する。

地域への情報提供



- 情報提供を行うべき地域は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる関係地区を管轄する関係市町村を原則とする。
- 意見は地域に限定なく得ていくことが望まれるため、インターネットなどの活用も検討する。

有識者等からの意見聴取



- 第三者による公平な評価とするため有識者は関係市町村からの推薦・紹介などによって選定する。
- 有識者等からの聞き取り、または関係市町村にて開催される当該事業への環境影響評価委員会等によって有識者等へ環境影響評価方法書の説明を行い、その意見を聴取する。

第3章 環境影響評価項目の選定

風力発電のための環境影響評価マニュアル
(第二版)における調査項目

- ①騒音・低周波音
- ②電波障害
- ③地形及び地質
- ④動物
- ⑤植物
- ⑥景観
- ⑦人と自然との触れ合いの活動の場



生態系という項目は無いが主に動物植物の地域の自然を調査する中から考察してゆく(項目としては加えない)。

「生態系に関しては、動物および植物の調査結果により動植物の関係性を評価することで生態系の概況の把握に努める。」(p29)

低周波音については住民との合意形成の観点から必要と判断した。

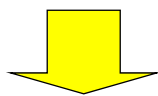
第3章 環境影響評価項目の選定

項目選定に係る記述について

本項目は明らかに影響が認められない場合
を除き評価項目として選定する。

【ケース】

- 影響が無いことを客観的に説明できる場合。
- 説明に対して住民の合意形成ができると考えられる場合。
- 有識者への説明においても合意が得られると考えられる場合。
- 他



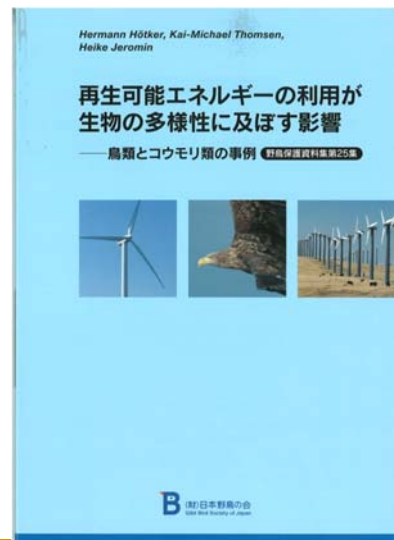
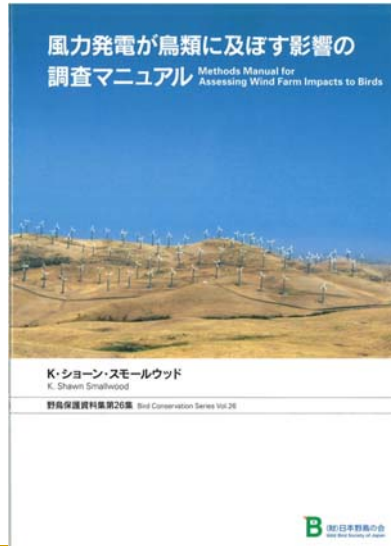
上記のケースに当てはまらなければ
評価項目として選定する

事後調査

風力発電機の運転後に影響がどの程度発生したかを確認する。その結果に応じて、順応的に運転管理の方法を変化させていくことも必要とされる。

調査項目

- 鳥類調査
（バードストライク）
- 騒音調査
- 低周波音調査
- その他



今後の課題

1. 環境影響評価法の対象規模要件

◎本規程の適用規模

2. 騒音、低周波音の測定期間について

◎周辺地域の実態に応じた適切な時期を選定し、様々な条件下の騒音レベルが把握できる期間において昼間および夜間の各時間帯に連続調査する。

3. 風力発電施設の騒音基準

◎事後調査データと苦情の実態、海外の事例などを勘案して「風力発電施設の騒音基準」を策定することが必要。

4. 対象事業実施区域の考え方について

◎風車を中心とした周囲〇〇m。改変エリアの辺縁から〇〇m等基本となる考え方の策定

5. 有識者の選定方法及び意見聴取について

◎事業者が恣意的に有識者選定をできないようにする